



軽自動車やバイクの各種手続きはお早め！

軽自動車税（種別割）は、軽自動車やバイクなどを4月1日に所有または使用している方に課税されます。車両の所有者や使用者の変更・廃車などがあつた場合は、3月末までに手続きをしてください。また、車検が切れていても廃車手続きをしていない場合は課税されますので、今後車両を使用する見込みがない場合は手続きをしてください

車種	取扱窓口
軽自動車 (三輪および四輪)	軽自動車検査協会 室蘭事務所 ☎050(3816)1766
原動機付自転車 小型特殊自動車	市民税課税制係 ☎(32)6244
排気量125cc超の 二輪	北海道運輸局 室蘭運輸支局 ☎050(5540)2004

☎ 市民税課 (32) 6244

一市・道民税の申告受付

申告書の提出が必要な方 令和5

年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当する方 ●令和4年中に収入があつた・給与または公的年金以外の収入があ



あつた・給与または公的年金の所得のみで、源泉徴収票の記載事項以外に控除がある ●令和4年中の収入がない・課税（非課税）証明書が必要または児童手当、就学援助、国民健康保険、後期高齢者医療保険、年金などに係る手続きが必要 ※

税務署などで所得税の確定申告をする方や給与所得のみで年末調整が済んでいる方、公的年金の所得のみで源泉徴収票の記載事項以外の控除を必要としない方は申告不要

申告に必要なもの 源泉徴収票（年金分含む）、各保険料控除証明書、その他控除に必要な書類（障害者手帳など）、通帳（還付金が発生する場合） ※医療費控除を申告する方は、「医療費控除の明細書」の添付が必要 ※郵送による申告手続きも可能

会場	日時
のぞみコミセン	2月2日(木)、3日(金) 9時～16時
沼ノ端交流センター	2月7日(火) 9時～16時
豊川コミセン	2月9日(木)、10日(金) 9時～16時
勇弘公民館	2月13日(月) 10時～15時
植苗ファミリーセンター	2月14日(火) 10時～15時
市役所北庁舎 2階22会議室	2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日、祝日を除く) 9時～16時

※可能な限り公共交通機関をご利用ください
※初日は大変混雑が予想されるため、受け付けを早めに締め切ることがあります。また開館時間まで施設内に入場できません

☎ 市民税課 (32) 6253・6254

商品車の軽自動車税（種別割）課税免除申請

4月1日に所有している軽自動車やバイクが商品車で使用しない場合、課税免除の対象となります。対象車両（試乗車や代用車、リース車を除く）を所有している場合は期限内に申請してください ※販売会社または古物商許可証所有者の名義であることが条件

申請 4月3日(月)～14日(金)に商品に係る軽自動車などの課税免除申請書（市HPでダウンロード可）、古物商許可証の写しを直接または郵送（消印有効）で 市民税課 ☎(32)6244

とまちヨップポイントアプリに「ヘルスケア機能」が追加になりました！

一定の歩数を歩くだけでウォーキングポイントがもらえるようになりました。他にもおトクにポイントが貯まる機能がアプリに搭載されています



☎ 商業振興課 (32) 6445

除雪をする際のお願い

積雪により消火栓や防火水槽が埋まってしまった場合には、消防本部において除雪を行い、いち早く使用できるように努めています。消火栓や防火水槽は、火災から市民の生命・身体・財産を守る大切な施設です。除雪を行う際には、雪で消

広告